

自転車ルール・マナー○×クイズ！

【上級編】



	問題・解説	答え	解説
1	自転車を歩道に駐車する場合は、歩行者の邪魔にならない歩道の端に駐車しなければならない。	×	<p>自転車であっても、歩道上への駐車は違反となります。歩道に自転車を停めると、歩道の幅が狭くなり、歩行者や自転車が通りにくくなります。</p> <p>また、目の不自由な人が歩いていたら、自転車にぶつかってしまいとても危険です。</p> <p>自転車は、決められた場所に停めましょう。</p> <p>(道路交通法第47条第2項)</p>
2	自転車で横断歩道を通行する場合、横断中の歩行者が多くいても、歩行者とぶつかなければ、自転車に乗ったまま横断してもよい。	×	<p>横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車に乗ったまま横断してはいけません。</p> <p>(交通の方法に関する教則第3章第3節1(6))</p>
3	自転車は、後方からきた自動車が自車の右側を通過する場合は、徐行しなければならない。	×	<p>自転車は、できる限り道路の左側端に寄って、通行しなければならない。</p> <p>(道路交通法第18条第4項)</p>
4	自転車の積載装置に荷物を載せるとき、荷物の重さに制限はないが、積載装置からはみ出す長さには制限がある。	×	<p>荷物の重量については、積載装置を備えた自転車では、30キログラム、重量物運搬に適する積載装置を備えるものにあつては65キログラムを超えないこと。</p> <p>長さ・幅については、それぞれ積載装置又は乗車装置の長さに30センチメートルを加えた長さを超えないこと。</p> <p>高さについては、1.5メートルから積載する場所の高さを減じた高さを超えないこと。</p> <p>積載の方法については、積載装置の左右から15センチメートル、前後から30センチメートルを超えてはみ出さないこと。</p> <p>(山形県道路交通規則第13条)</p>
5	自転車を運転し、酒酔い運転で検挙された場合は刑事手続きとなるが、酒気帯び運転は反則通告制度により手続きが行われる。	×	<p>飲酒運転に反則通告制度(青切符)は適用されないため、刑事手続きとなります。</p> <p>※ 刑事手続きでは、警察で捜査した後、検察での取調べ等を経て、起訴されれば裁判を受け、有罪となれば罰金等が科されることとなります。</p>